

日本弁護士連合会第60回定期総会報告

2009年5月29日(金) 於・ホテルオークラ東京

日本弁護士連合会第60回定期総会は、2009年5月29日(金)午後1時から、東京都港区のホテルオークラ東京において開催された。

出席者は、午後4時45分の時点で、本人出席が566名、代理出席が7,521名、会出席52名の合計8,139名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名、代理出席0名の合計0名であった。

総会は、丸島俊介事務総長の司会で午後1時から始められた。まず、宮崎誠会長から、開会が宣言され、十分な審議の依頼、挨拶は議案終了後とする旨及び増大している被疑者国選の会員の対応への御礼が述べられた。

続いて正副議長の選任手続がなされ、宮崎会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、北新居良雄会員(第一東京)から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、ほかに意見がなかったため、宮崎会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、宮崎会長は、議長として高木佳子会員(第二東京)、副議長として加藤倫子会員(愛知県)及び須田徹会員(東京)をそれぞれ指名し、正副議長の挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、宮崎会長から議案が提出された。

議長は、本総会の出席者につき、現在集計中のため、後刻報告する旨述べた。

議長から議事録署名者として、蒲野宏之会員(東京)、降旗俊秀会員(第一東京)及び鈴木雅芳会員(第二東京)の3名が指名された。

議事に入る前に、議長は、発言や採決に際しての注意事項を述べ、また、本総会の議事が会則第54条により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣し、議案の朗読を省略したい旨議場に諮り、異議なく承認された。

[報告事項1] 平成20年度会務報告の件

議長は、報告事項1「平成20年度会務報告の件」を議題に供した。

畑守人副会長から、「平成20年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

前年度の会務については、詳細は「平成20年度会務報告書」に記載しているので参照していただき、消費者行政一元化に関する件及び国際人権課題に関する件については後にそれぞれ特別報告を予定しているため、それ以外の特徴的な点として次のとおり報告する。

第1に、国選弁護士報酬増額のための取組みについて、国選弁護士報酬の算定、支払について折衝を重ね、ほぼ従前の水準に戻ったこと、裁判員裁判の円滑な実施、国選弁護士制度の基盤整備にとって重要な事項であり、平成21年度の国選報酬の適正な基準設定のため粘り強い活動を行い、平成20年度末には相当の成果を挙げることができたこと、その内容は、「自由と正義」2009年5月号に掲載されているので参照されたいことが、第2に、司法の人的基盤の整備に向けた取組みについて、法科大学院間の教育内容や水準のバラツキが見られる等の歪みもあることから、日弁連は2009年1月に法曹養成制度のグランドデザインを明らかにし、総定員数の削減等を内容とする提言を行ったこと、2008年7月に、司法試験合格者の決定にあたって、法曹の質に配慮した厳格な審議を行うように緊急提言を行い、2009年3月に、法曹人口5万人規模への体制整備に向けての努力及び当面司法試験合格者数を現状の合格者数を目安として厳格な合否判定を行うことの2点を内容とする当面の法曹人口のあり方に関する提言を行ったことが、第3に、国選付添人制度の拡大に向けての取組みについて、対象事件拡大の実現までの間、当番付添人制度と少年保護事件付添援助の充実・拡大を図り、その財政基盤の確立のため、2008年12月の臨時総会において、従前の当番弁護士等緊急財政基金を廃止し、新たに少年・刑事財政基金の設置が承認され、また、同総会においては、小規模弁護士会への助成、懲戒処分歴の開示、弁護士の職務上の氏名の整備等の従前からの懸案である議案も承認されたことが、第4に、業務拡大に向けた取組みについて、法的サービス企画推進センター等業務の拡大に向けた諸活動を発展させてきたが、とりわけ、中小企業関連業務への弁護士の関与をさらに推し進めるために、中小企業庁と協議を進めていること、弁護士業務の充実のためeラーニングシステムを全会員が受講できるように拡大し、コンテンツの充実を図ったこと、倫理研修、夏期研修、特別研修等多様な講座を開き多数の会員の参加を得ることができたことが、第5に、立法活動への取組みについて、日弁連の幅広い政策提言の中には立法化を必要とする課題も少なくなく、立法活動に法律家として貢献すべき分野も数多くあること等から、2008年6月に新たに立法対策センターと立法対策室を設置し、立法を実現するための取組みを強化したことが、最後に、男女共同参画に向けた取組みについて、日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱第13項に基づく年次報告として、2008年3月策定の日弁連の男女共同参画推進基本計画に関し、政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大について基本計画では女性会員がいない委員会を2年以内にゼロにす

るとされているが、女性会員がいない委員会が平成20年度においては10委員会あることから、各弁護士会、弁護士会連合会及び会員の継続した協力が必要であること、公式企画の実施にあたり男女共同参画の観点等から留意すべき事項に関するガイドラインについて、会員は、この趣旨を理解して、日弁連の公式行事や印刷物等、公式企画を多くの市民や会員に受け入れられるよう、より良いものにすべく協力することを願いするとともに、弁護士会、弁護士会連合会においても参考にすることを要望することが述べられた。

議長は、平成20年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後一括して行う旨を宣した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

[第1号議案]平成20年度(一般会計・特別会計)決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成20年度(一般会計・特別会計)決算報告承認の件」を議題に供し、山本剛嗣平成20年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

まず、一般会計の決算については、収支全般は、前期繰越金8億9,491万円を除く当年度の収入が56億281万円であり、支出は51億3,674万円であった。次期繰越金は13億6,097万円である。平成20年度は発生主義を採用し会費収入を14か月分見込んでいるが、その分を差し引くと当期収支は概ね均衡したことになる。

次に、収入の部については、会費収入は、過年度分の一般会費について見込み違いがあったため予算を5,716万円下回り、43億5,695万円となった。登録料は予算どおりであり、事業収入は、職務上請求用紙の売上代金が多く、予算を上回ることになった。諸受入金は、外郭団体からの人件費の回収金であるが、概ね予算どおりであった。雑収入は、研修受講料約1億円で予算を9,389万円上回った。また、預金利息収入について750万円を確保した。なお、偏在解消事業に充てるため、廃止された特別会費等から6億9,500万円を一般会計に繰り入れている。

次に、支出の部については、まず会議費は1億1,205万円の予算残となった。委員会費については、支出超過となった委員会が全部で9委員会あった。主なものは、司法制度調査会の債権法改正問題への取組み、刑事法制委員会の裁判員制度、心神喪失者等医療観察法についての対応による超過、子どもの権利委員会の会議旅費と講師謝礼の超過、民事介入暴力対策委員会の会議旅費の超過、日弁連公設事務所・法律相談センターのひまわり基金援助問題等への対応による超過であり、裁判員制度実施本部は、727万円と大幅な支出超過となったが、裁判員制度実施を控えての会議出席率等によるものであり、支出超過の委員会費については、いずれも科目内流用にて対処した。委員会予備費からの支出

は、新設委員会の法的サービス企画推進センター、立法対策センター、法曹人口問題検討会議等7委員会に必要な予算を割り当てた。委員会費全体としては9億5,580万円の予算に対し、7億6,228万円の支出となった。事業費は、情報統計室、立法対策室の費用の発生、「自由と正義」及び「弁護士白書」の印刷費増による支出超過等があったが、いずれも科目内流用で対処し、事業費全体としては1億4,369万円の予算残となった。

事務費は、21億2,309万円の予算に対し20億2,171万円の決算となった。印刷費、備品費等の支出超過は、科目内流用にて対処した。一般会計から特別会計への繰入については、予算どおり、あるいは会員数等に基づき計算された金額を支出している。

次に、特別会計の主なものについて、退職手当積立金特別会計は一般会計から1億5,000万円の繰入を行い、他方、退職金の支払は、5,217万円であった。民暴特別基金会計は、集会費補助として140万円を支出し、本年4月1日付けで廃止され、残金は、日弁連重要課題特別会計に繰り入れられることとなっている。弁護士補償B制度会計については、保険業法の改正に伴い制度自体が廃止されたが、残務処理のため2011年3月31日まで存続する。平成20年度は、廃止済みの旧休業共済の預り金を当時の加入者に返金する事業を実施した。会館特別会計については、収入は、会員1人あたり月額1,500円の一般会計からの繰入金4億9,313万円、テナント等の運営収入1,073万円の他利息収入として2,181万円が計上され、廃止された情報通信等特別会計の残金の繰入等で8億571万円となった。支出については、各科目とも予算の範囲内で収まり、2億4,200万円ほどで、次期繰越金も36億6,054万円と増加した。当番弁護士等緊急財政基金会計については、収入は、月額4,200円の特別会費収入の13億6,433万円が主であり、支出は合計13億4,611万円であった。日弁連ひまわり基金会計については、月額1,400円の特別会費等で、収入は、4億6,005万円であり、支出は、過疎地の法律相談センター維持費、公設事務所維持費等で3億5,028万円であった。この特別会費については、平成22年3月で徴収期間が満了するので、その後どうすべきかが検討課題となる。法律援助基金会計については、本年度は、贖罪寄付が大きく下回り、収入は、2億3,294万円にとどまり、支出は、3億1,021万円であった。偏在解消事業特別会計については、収入は、7億4,500万円であり、ここから拠点事務所開設支援等の事業に8,764万円充当された。

日弁連の全会計を通して当期一般正味財産増減額については、平成20年度は全会計で2億675万円ほど正味財産が増加した。

また、一般会計及び特別会計の決算については、既に平成20年度の経理委員会の承認及び平成20年度監事による監査を経て、5月7日の理事会の承認を得ていることが報告された。

続いて、議長は、平成20年度監事に監査報告を求め、桑原育朗平成20年度監事から

次のとおり監査報告が行われた。

帳簿書類及び証票書類を検査し、その他必要と認められた事項について説明を求めて監査した結果、平成20年度に属する一般会計及び特別会計の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、いずれも収支状況と財政状況を適正に表示しているものと認めた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

武内更一会員（東京）「決算案及び予算案双方に反対する。今回の決算案及び予算案は、破綻的であった新自由主義諸改革の最後の要とされる司法改革の後押しをするものであり、国民が支持していない法曹人口問題や裁判員制度等の司法改革を推進しようとするものである。裁判員制度実施本部については700万円余り予算をオーバーしているが、広報に使われたと思われ、裁判員制度の問題点を全く広報せず、騙しながら国民を裁判員制度へ引っ張っていくという広報内容であった。国家権力の推進として旗を振り、その結果の赤字決算である。また、新たに裁判員本部を設置して4,800万円もの資金を投入し、国民を騙し続けるものである。国民は、裁判員制度の問題点の本質を見抜いており、反対多数であって、拒否するスタンスをとっている。これを無視して強行するような決算及び予算の執行は許されない。法曹人口問題検討会議については予算1,200万円で、執行された予算は475万円に過ぎず、裁判員制度に比して、いい加減で無責任な態度をとっており、弁護士人口の激増等の問題に対して実効性のある対処をしていない。次年度以降も変わらず進めていこうとしている。法律援助基金会計についても9,500万円もの委託事業費を司法支援センターに払った結果赤字になっており、金がないのに無理やり払う仕組みになっているが、次年度予算でも同じ赤字予算を組んでおり、弁護士会、日弁連の資金を司法支援センターにどんどん投入し、国の弁護士管理、刑事弁護管理の仕組みを日弁連自身が後押しをしている。以上より今回の決算案に反対し、予算案にも反対する。」

議長は、他に質疑及び討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

[第2号議案]平成21年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

[第3号議案]平成22年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「平成21年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」、第3号議案

「平成22年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

田中等副会長から、第2号議案「平成21年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」、第3号議案「平成22年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

平成21年度の予算編成の基本方針は、効率的な会務運営と健全財政の維持を基本に据えつつ、諸課題への取組みを一層推進することである。日弁連が直面している課題は、裁判員制度の円滑な実施、取調べの可視化の実現、法曹養成制度の検証、弁護士過疎・偏在の解消、日本司法支援センターとの協力・連携の緊密化、会員に対する各種研修の充実、貧困者・高齢者・障がい者等の社会的弱者に対する人権擁護活動の強化、消費者保護、男女共同参画社会の実現、犯罪被害者支援、弁護士業務分野のさらなる拡充等極めて広範囲にわたっている。これらの諸課題に限られた予算を効果的に投入することにより、着実な成果を挙げるべく具体的な予算配分をした。

一般会計の予算規模は、減少に転じているが、これは前年度の予算が発生主義を採用し、約14か月分の会費を収入に計上したこと、廃止された特別会計の残金をいったん一般会計に繰り入れたこと等により大幅に膨らんだためである。

平成21年度は、12か月分の会費収入及び登録等の計上収入を中心に45億3,435万円を計上し、前年度繰越金13億6,097万円を加えると58億9,532万円となる。支出については、上記基本方針に立脚しつつも新設委員会に対する予算措置、事務費の上昇等を踏まえ、予備費の1億円を含め53億2,664万円とした。なお、次年度への繰越金は、5億6,868万円となる。

予算編成にあたり特に配慮した項目は、まず一般会計収入については、会費は40億8,983万円、本年度登録見込みの現行新62期1,850名等の登録料は1億98万円とし、雑収入から移管された研修受講料1億円を含む事業収入を1億6,226万円とし、主として外郭団体等からの人件費回収分である諸受入金は、減員予想から1億1,638万円とし、以上により、平成21年度一般会計収入は、45億3,435万円を計上した。一般会計支出については、会議費関係のうち、総会は、定期総会と臨時総会2回の開催を見込んでおり、理事会は従前どおり月1回、2日間の開催を前提に予算化し、さらに、ワーキンググループ等の諸費用に充てるため役員協議会関係費として必要額を計上している。

委員会費について、人権擁護委員会、司法修習委員会、弁護士業務改革委員会、日弁連刑事弁護センター、消費者問題対策委員会、国選弁護対応態勢確立推進本部、日本司法支援センター推進本部、裁判員本部、取調べの可視化実現本部、法的サービス企画推進センター、全面的国選付添人制度実現本部、高齢社会対策本部等の各委員会には、2,100

万円から5,800万円の範囲で大型の予算を配分しているが、日弁連の委員会費では、会議旅費の占める割合は極めて高くなっているため、経費節減のため、テレビ会議の活用をお願いする。

事業関係費については、第52回人権擁護大会が11月5日、6日に和歌山県にて、第16回弁護士業務改革シンポジウムが、11月20日に松山市にて開催され、これらの開催に必要な経費をそれぞれ計上しており、各種の研修の事業費として1億4,900万円を計上し、多彩な研修を実施することとしている。なお、日弁連創立60周年の記念事業費として1,930万円を計上した。

事務費関係については、会長、副会長報酬、弁護士職員報酬で合計5億7,913万円を計上し、弁護士職員の若干名の増員を盛り込んでいる。職員の人件費については、日弁連の業務量の増加等から、140名の事務局職員について一層の業務の拡大への対応のため多少の増員枠を確保した予算とした。

特別会計の繰入については、法律援助基金会計に一般会計からの繰入金を前年度と同額の1億円、偏在解消事業特別会計に一般会計から5,000万円を繰り入れることとした。

特別会計の主なものとして、当番弁護士等緊急財政基金会計については、特別会費収入が2億1,146万となっているが、2009年6月1日付けで廃止されるので、この収入は2か月分の特別会費であり、残高はすべて少年・刑事財政基金特別会計に引き継がれることになっている。ひまわり基金については、特別会費の徴収が2010年3月までであるが、本年度は、前年度並みの事業規模で予算を組んでいる。法律援助基金会計については、前年度の実績を踏まえ、贖罪寄付等の寄付金収入を1億2,000万円とした。一般会計からの繰入1億円と合わせて6億2,000万円の予算で各種の支出をしていくこととなる。偏在解消事業特別会計については、一般会計からの繰入金5,000万円、繰越金と合わせて7億7,000万円の資金になり、独立開業支援のための貸付金を大幅に増額した。少年・刑事財政基金特別会計については、2009年6月1日付けで発足するので、月額3,100円の特別会費の10か月分を収入に計上し、廃止される当番弁護士等緊急財政基金会計の残金を受け入れた上で必要な事業に支出していくこととなっている。

続いて、第3号議案の平成22年度（一般会計・特別会計）4月・5月分の暫定予算について説明する。暫定予算案については、従前の例に従い便宜上、平成21年度予算案の12分の2に相当する金額を予算案として計上した。

会計規則第6条により、定期総会の予算の議決の際の、予算の大科目内の科目の流用について併せて承認を求める。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

吉峯康博会員（東京）「会館特別会計の大規模改修工事費がゼロであることに、地下鉄出口から、弁護士会館出入りに車椅子で通行できないので工事してほしいが、費用が出るのか。そもそも工事する考えはあるのか。計画がないなら予備費はないのか。会長はどう考えているか。1年間は工事できないことになるか。」

田中副会長「具体的な計画案はない。予備費は存在するが、東京三会と協議した上で、必要な場合に工事をするようになるが、現段階で協議はされておらず、今後検討するべき課題だと考えている。営団との話し合いも必要で、現在、高齢者・障害者の権利に関する委員会に対し諮問している。工事が決定すれば何らかの形で予算をつけることとなる。」

ここで、吉峯会員から重ねて回答済みの質疑がなされたので、議長によりその旨確認され、次の質疑に進んだ。

高島章会員（新潟県）「裁判員の委員会の予算の細目を聞きたい。裁判員制度の広報のキャラクターやDVDは今年度も同様の計画をしているか。キャラクターのサイサイ君は今どうしているのか。」

山岸憲司副会長「予算4,800万円の内訳は、2,100万円ほどは会議費で旅費交通費が主であり、その他には説明会、経験交流会、研修の講師代等が挙げられ、また、裁判員制度の研修を全国くまなく行うための弁護士技術研修費として1,750万円が計上されている。サイサイ君については現状は把握していないが、また必要に応じて活躍してくれると思っている。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

吉峯会員（東京）「地下鉄出口と弁護士会館地下1階の出入り口のエスカレーター等の工事の問題だが、大至急検討し、工事をするべきで、私は地下鉄から入る権利があると思う。委員会とは別に早めに研究・検討をしてもらいたい。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

まず第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて第3号議案の採決が行われ、原案及び同様の科目間の相互の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

[第 4 号議案] 資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任の件

議長は、第 4 号議案「資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任の件」を議題に供した。

田中副会長から、第 4 号議案について、平成 21 年 10 月 31 日に任期が満了する資格審査会委員及び予備委員並びに懲戒委員会委員及び予備委員全員の後任の選任並びに平成 22 年 3 月 31 日に任期が満了する綱紀委員会委員のうち半数及び予備委員全員並びに綱紀審査会委員のうち 6 名及び予備委員全員の後任の選任について、本定期総会後に開催される理事会に一任し、その選任をもって本総会の選任とすること及び選任された委員がその任期中に欠けた場合の補充選任についても同様に理事会に一任することを提案する旨の趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第 4 号議案は賛成多数により可決された。

[第 5 号議案] 第 61 回定期総会開催地決定の件

議長は、第 5 号議案「第 61 回定期総会開催地決定の件」を議題に供した。

細井土夫副会長から、第 5 号議案の趣旨説明として、第 61 回定期総会の開催地を愛知県とする旨の提案があった。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第 5 号議案は賛成多数で可決された。

[第 6 号議案] 宣言・決議の件「司法改革宣言 - 日弁連創立 60 周年を迎えて - (案)」

議長は、第 6 号議案「宣言・決議の件」として、「司法改革宣言 - 日弁連創立 60 周年を

迎えて - (案)」を議題に供した。

塚本侃副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

本年は、日弁連が創立から60年を迎え、司法改革への取組み開始から20年目に当たること、この10年間における制度改革と立法措置につき、裁判員制度の施行及び対象事件が拡大された被疑者国選弁護制度の実施により司法改革が一応の到達点に達した年に当たることから、その内容を確認し、到達点が出発点にすぎないことを指摘して、司法改革をさらによりよいものにするために、この節目の年に司法改革宣言を行おうとするものである。

宣言案の1の「はじめに」では、弁護士会は、公害や環境、消費者、労働問題等、さまざまな分野における人権擁護活動を推し進めてきたこと、1989年の人権擁護大会の宣言・決議と1990年の定期総会の宣言は、裁判員裁判と被疑者国選制度の本格的実施、消費者行政の一元化等として実現しようとしていることを紹介している。

2の司法改革における「市民の司法」の実現については、第1段落では、1990年から2006年にわたる司法改革宣言、1998年11月の「司法改革ビジョン - 市民に身近で信頼される司法をめざして - 」、1999年11月の「司法改革実現に向けての基本的提言」の中で、国民主権等の観点から、「官僚司法」から「市民への司法」への根本的転換を掲げて、その実現のために司法改革に取り組んできたという経過を要約して紹介し、第2段落では、1999年7月に司法制度改革審議会が設置されて改革が開始され、その司法制度改革は、2001年11月の司法制度改革推進法の成立から始まり、2004年12月末に一応の関連する法律すべての制定が終わったというようなことを要約して紹介し、第3段落では、今次の司法制度改革の過程において、「市民の司法」の実現を高く掲げ、全力で主体的・積極的に司法改革運動に取り組むという当連合会の姿勢を述べ、第4段落では、司法改革全般に及ぶ立法措置のうちの主なものである法科大学院の2004年開校、日本司法支援センターの2006年業務開始、2009年5月21日裁判員制度の施行等に触れ、司法改革のために創設された制度のすべてが動き始めたことを指摘し、その上で第5段落では、改革は、検討すべき諸課題も含まれているが、「市民の司法」の実現をめざす方向性を打ち出したものと評価し、さらにこれらの諸改革をよりよいものに推し進める必要があることを改めて確認すると結論づけている。

3の司法改革の本格実施段階における課題については、まず、司法改革は完成したものではなく、改革に伴う克服すべき課題も明らかになってきたという現状分析を行い、その上で、弁護士は社会の隅々にその活動分野を広げ、市民の多様な法的需要に対応しなければいけない旨の決意を表明し、また、急激な法曹人口の増加と法的ニーズの拡大ペースとの乖離が、個々の弁護士の日常に変化を及ぼしつつあり、法曹人口等人的基盤の適切な整備とあいまって、法曹人口により生じている問題点が存するという認識を示し、裁判官・

検察官についても、その大幅な増員と高い質を確保するための諸施策を求め、次に、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度について、さまざまな問題があり、克服すべき課題として表しており、その後で司法過疎とその解消に触れ、民事扶助制度の抜本的改革や訴訟費用保険制度のさらなる普及、根本的には司法予算の大幅増加等が必要であるという日弁連の主張を述べ、また、刑事司法の改革も正念場であるとの宣言では、人質司法の打破や取調べ過程の全面的可視化の要求及び裁判員裁判の運用について被告人の防御権の確保等に向けた一層の対応の必要を具体的に述べている。

そして、最後に、以上を踏まえて、市民とともに現実の課題を克服し、司法制度改革のさらなる前進を求めて結実するために、本宣言を提案すると結んでいる。

議長は質疑に入ることを宣した。

小出重義会員（埼玉）「裁判員制度、日本司法支援センター及び弁護士激増の問題の3点について質問する。日弁連は、2002年8月23日の『裁判員制度』の具体的制度設計にあたっての日弁連の基本方針という意見書で、裁判員の数は、裁判官の3倍以上とすること、直接主義、口頭主義を徹底し、伝聞法則の厳格化、捜査の全面可視化も不可欠であること、評議・評決におけるルールを確立すること、完全な証拠開示と十分な準備期間を確保すること、身体拘束制度を抜本的に改革することという5つの重要項目をあげたが、裁判員法では、これらは取り入れられておらず、まだ維持、推進されるのか、裁判員法を改正・改善する運動の用意があるのかどうか。次に、日本司法支援センターについて、被疑者国選の制度設計として、2001年埼玉での国選シンポでは弁護士は法務省の監督は受けないと全員一致していたが、今後司法支援センターが法務大臣の監督を受けるということを改める制度改革の方針があるのかどうか。最後に弁護士激増の問題について、宣言案ではごく抽象的な表現しかなされていない。1年間の司法試験の合格者数を何人にすべきかについて具体的にどう考えているか。」

山岸副会長「まず裁判員制度について、日弁連が指摘のようなあるべき制度を目指して運動をしてきたのは事実で、現在の制度はその成果であり、まだ完璧ではないが、まずは実践に踏み出し、実践を踏まえて実証的な立場から様々な運用改善について、必要があれば制度的改革を見据えて、検討を続けていきたい。公判前の弁護人の証拠開示請求制度等、日々の弁護活動実践が重要であり、証拠の全面開示に拡げていく運動も当然必要だが、運用から問題点をえぐり出すことが必要である。可視化については、一部可視化が始まり、実際の弊害等が明らかになっていくことにより全面可視化に向けて運動を強めていくべきことと思うし、身体拘束の運用改善の変化が見えているので、さらに改善、改革に取り組んでいきたい。」

荒中副会長「日本司法支援センターについて、埼玉での国選シンポにおける確認事項に対する会員の考え方については必ずしも言うとおりではなかったと思うが、弁護士がいかなる機関からも弁護権の行使にあたって制約を受けてはならないという点では賛同する。独立行政法人である司法支援センターがこれを担い、理事長がいささかもそういう懸念が現実化することのないように頑張ると理事会でも強く言われ、日弁連でもプロジェクトチームを作り、ライン協議を行う等心配のないようにやっている。以上の次第であるので、総合法律支援法の改正を求めることは考えていない。」

川崎達也副会長「法曹人口問題について、宣言文の本文の表現が抽象的ということだが、限られた字数の中で工夫している。法曹人口と法曹養成等人的基盤について『適切な整備』として対策を講じていくという趣旨であるが、提案理由中에서도少し詳しく触れているのでご覧いただきたい。また、昨年7月に出した法曹人口問題に関する緊急提言、本年3月に発表した当面の法曹人口のあり方に関する提言において、問題点を指摘し、当分の間、法曹人口の増員ペースを落とすべきであると主張し、後者の提言では、当面2,100名から2,200名程度で法曹の質等を厳格に判定しながらその増員を図っていくべきであるという提言をしており、対策を講じているということをご理解いただきたい。」

ここで議長が、再質問があるようだが質疑通告のある2名を先にする旨宣した。

小川修会員(埼玉)「取調べ過程の全面的可視化について、全面可視化ではないのは何故か。また、証拠開示の拡充が『全証拠開示』でないのはどうしてか。」

川崎副会長「全面的可視化という言葉で一部可視化ととられることはなく、その意味で『全面可視化』と同じ意味であるので、理解いただきたい。証拠開示の拡充と全証拠開示についても同様である。」

小川会員(埼玉)「法科大学院を経て法曹となろうとする場合は、たくさんの金がかかり、貧困家庭の子女や自分と家族の生活のために働かざるを得ない人々は、予備試験経由しかないことになるが、宣言案は、これを無視ないし軽視しているように見える。市民の司法を高く掲げるのであれば、法科大学院に行きたくても行けない人たちに対する手当を厚く考えるべきと思うがどう考えているか。」

武井康年副会長「多様なバックグラウンドをもった色々な方を、ぜひ法曹界に迎えたいということで法科大学院制度ができた。日弁連としても経済的な困窮を解消する方向で、法科大学院に行くための奨学金を拡充する。既に各地の法科大学院や、中部弁連のようにさまざま努力しているが、今後も学生支援機構等に働きかけて、経済的にはあまり恵まれな

い方々も法科大学院に行けるように、今後も努力したいと考えている。」

坂野真一会員（大阪）「『市民の司法』の具体的意味がよく見えない。本当に市民の意向をすくい上げているのか、弁護士の激増を本当に市民が望んでいるのか疑問であるし、弁護士の人口は20年前から現在は倍になっているにもかかわらず、いまだに同じ題目を唱え続けているのはなぜなのか。次に、司法改革の全体像の中になぜ法曹一元が記載されていないのか。2000年11月1日の大量増員を受け入れた臨時総会では、法曹一元が増員容認の最大の理由にされていたはずである。法曹一元についてどのように現在やっているのか。法曹一元を捨てたのなら、それはなぜなのか。3点目としては、法曹人口激増と法曹の質の低下の問題について、なぜもっと詳しく言及しないのか。自由競争により悪い弁護士が淘汰されたり、弁護士費用が安くなると指摘されているが、アメリカでは弁護士費用は非常に高額であり、悪い弁護士が淘汰されても、質の低下が問題視されている法科大学院から供給され続けると、永遠に淘汰は終わらない。基本もできない司法試験受験生、合格者がたくさん出てきている非常に緊急な事態にあって、なぜ法曹人口激増の問題、質の低下を明確にしないのか。」

塚本副会長「まず『市民の司法』ということについては、提案理由で説明しているので確認されたい。1999年11月の司法改革実現に向けての基本的提言の中で、日弁連が司法改革において目指すべき司法として、長年の官僚司法の結果、さまざまな社会的矛盾が生じ、これを克服するためには国民の目線に立って、国民が参加した、あるいは市民に身近な開かれた司法あるいは憲法等に基づく個人の尊厳と市民の人権保障等をめざす司法であると説明されており、そのような意味で理解されたい。」

山岸副会長「法曹一元の重要性、必要性については、いささかも変わっておらず、今や条件整備実行の時代に入ってきている。弁護士任官の推進、非常勤裁判官制度の拡大、判事補の弁護士職務経験、その制度の推進等具体的課題をもったテーマをいかに機能させていくか、多くの人に参加してもらうようにしていくかが重大な関心事である。これらの制度を運営していく中で、将来の法曹一元の実現をめざしたいが、残念ながら、弁護士任官希望者の発掘は進まず、非常勤裁判官も関係者の尽力にも関わらず不足が出ており、判事補を受け入れる法律事務所も減少傾向にある。関係委員会や全国の会員にご協力いただき、推進してもらえるように頑張り、実現していきたいと考えている。」

川崎副会長「法曹人口激増に関しては、宣言の字数に限度があるが、提案理由の急激な弁護士人口の増加等について触れ、質の低下についても法科大学院等のさらなる成熟化という形で触れており、日弁連としても法科大学院センター等に教育の質の改善、あるいはカリキュラムの組み方等に関して検討させ、提言をもらっているところである。」

小出会員（埼玉）「第1に、制度の運用で頑張るといふ答弁だが、おかしな制度は変えていこうという気概はないのか。第2に、検察庁を擁する法務省が弁護士を監督する制度を直すという方向に変わらないか。第3に、弁護士の人口問題で年間合格者2,100人や2,200人と理事会で決まったが、この数字の根拠は何か、法曹人口5万人堅持というが妥当性はどこにあるか。」

山岸副会長「日弁連も関与して制度ができたわけであるからそのよいところを拡大等していく努力をしなければならないが、現場の努力の中で具体的な問題が出て、それを実証的に改善のための検討をし、そういうものが集まったところで、運用改善だけではなくて、制度改革をめざすものがあればまた実証的に訴えていくということが出てくるだろうと思う。」

荒副会長「司法支援センターでは、民事関係1万1,000人、刑事関係1万5,500人に契約してもらっており、刑事では、被疑者国選年間7,000件以上、被告人国選7万件を担当してもらっているが、現場からは弁護権の制約を受けているから法律の改正をしてくれという声は今のところ上がってきていない。弁護権の制約については常に敏感でなければならないが、法改正の必要性については、今のところはないと考えている。」

川崎副会長「司法試験の年間合格者を2,100人から2,200人を目処とする提言は、理事会で圧倒的に支持されており、その根拠は幾つかあるが、これが確定というわけではない。実際に、本年度執行部としては、法曹人口問題検討会議に対して、今後の適切な法曹人口のあり方につき、さらに検討した上で答申をしてもらいたいという諮問を出している。つまり、この問題については時代の変化、社会の変化、経済の変化等に応じて柔軟に対処していきたいと考えている。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

吉野正会員（福岡県）「今回の宣言案は全体的に見てきわめて優れており、賛成する。私が弁護士になった当時、福岡県弁護士会では、ほとんどの会員は被疑者弁護はやっておらず、弁護士の使命を果たしているか、忸怩たるものがあった。制度だけが問題だという言い方があったが、当番弁護士制度は当時の刑事弁護を行っていた弁護士の現場から出てきたものであり、それに続く法律相談センター活動や民事扶助活動も同様である。今回の司法改革は、民事弁護の最前線に立っている弁護士の職場、あるいは刑事弁護活動の現場から始まったものであると強く述べたい。説明理由にあるとおり、人権擁護大会の宣言決議、数次にわたる司法改革宣言等、現場から出てきた声と力を日弁連が結集し、今回の改革は

現場の弁護士と弁護士会が始めたものといえる。弁護士、弁護士会が始めた以上は、この司法改革は最後までやり通さなければいけないということを確認、強調しておきたい。現在の司法改革が破綻しているとは思わない。民主的改革は、裁判員制度により相当進んだと考えている。当初最高裁は参審制度において、評議権さえ認めなかったが、順次行われた苦しく厳しい立法、改革活動の結果、われわれはこれを押し返した。言うは易く行い難いことである。また、裁判官制度の改革についても下級裁判所の指名諮問委員会、弁護士任官推進等多くあり、法曹一元の一角である。その結果、刑事裁判において証拠開示を認めるきっかけが出て、必然的に直接主義、口頭主義にならざるを得ない。捜査の可視化も一部できてきた。現時点においては、司法改革の不十分な面があるが、できるのは、改革されたものを現場で実践することである。福岡県は、九州全体の土曜・日曜・休日・正月の国選弁護人の指名推薦をやっており、5月23日は3人のスタッフで44件やった。これまでの10倍になった。こういう活動を徹底的にやって、その結果、不十分なところ、これからの改革の材料等を集積して、弁護士の努力を見せた上でないといい改革はできない。改革を口で言うだけなら誰でもできるというのが私の意見である。」

ここで議長から、討論希望者があと5名と確認され、時間の都合から1人3分を目安にお願いする旨発言があった。

高島会員（新潟県）「この決議は司法改革宣言ではなく、日弁連敗北宣言を決議すべきである。そして、この副題は、日弁連の再生を期してこの総会をやり抜くと、変えるべきである。司法改革はすべて失敗である。裁判員制度、日本司法支援センター、法曹人口の増員、法科大学院、これらを後押しして迷惑をかけている懺悔として、今こそ日弁連は敗北宣言を決議するべきである。裁判員制度など市民は迷惑している。嫌がらせであり、人権侵害なので反省していただきたい。日弁連は敗北宣言の決議をしていただきたいと思う。」

中本源太郎会員（東京）「宣言案に反対である。言語明瞭意味不明宣言であり、日弁連の60年、司法改革20年等と言いながら諸制度を羅列するのみで、中身がない。また、法科大学院、法曹人口の激増、裁判員制度等について問題が噴出しているにもかかわらず、真正面から受け止めて解決を図ろうとしない点で問題隠ぺい宣言である。さらに、司法改革をバラ色に描くような匂いはどこにもなく、敗北宣言ないしは意気消沈宣言である。裁判員制度について、ある本での日弁連への批判を紹介する。すなわち、日弁連の陪審制の採用の主張は、子どもっぽい民主主義的空想を唱えていただけであり、アメリカの陪審制は民主主義的制度ではなく、伝統的慣習にすぎない宗教的不合理をもともと含んだ制度であり、過去の犯罪について判断するのに多数決原理を使うのは、誤解に基づくものである。裁判員制度というのは一般市民の司法参加という錦の御旗を掲げながら、ポピュリズムという時代傾向におもねるアリバイ工作にすぎないとさえいえる。守秘義務を罰則でカバー

することもはじめから国民の民度を低く見積もっている。さらには、制定にあたって一般国民が主体的に支持した形跡がなく、多忙な国民を強制的に呼び出し、従わないと厳しい罰則があり、国政参加の権利を保障するものでもなく、逆に憲法に書かれていない義務を押しつけるものである等様々な批判がされている。もし宣言をするのであれば、このような批判に真正面から答えられる議論を展開すべきであり、できないならば宣言するべきではない。」

遠藤憲一会員（東京）「宣言に反対する。まず、司法改革は自民党司法制度調査会から来た。次に、司法改革は小泉構造改革、政府、財界が始めた。また、この現状は戦時司法への転換である。1990年の司法改革宣言に書かれているのは、令状主義の空洞化など総じて公判手続が捜査結果を追認する場になっているということであるが、今もそのとおりであり、さらに悪化している。公判前手続ではまともな弁護はできない。平均開廷回数3.5回、初公判から判決まで3週間、1か月で死刑判決も出される。盛岡では、女性被告が、公判前手続6回、わずか3週間後に死刑判決が出て、控訴中に自殺までしている。証拠開示が認められても、一体無罪は何件出ているというのか。一部可視化については最高検が迅速な立証が可能になったなどと評価している。改革が進んだなどんでもないことである。簡易・迅速・重罰の戦時司法への転換が、裁判員制度を実体的支柱として成し遂げられている。この宣言案は、現場の現状を見ていない。労働者や学生が逮捕されている。法政大学の現状を見てくれ。福岡はどうなっているか。裁判所が裁判の傍聴人まで逮捕している。こういう現場がすべて司法改革の名の下に行われている。私は、断固反対する。」

松森彬会員（大阪）「60周年を迎えるにあたって、国民が何を考えているか、どういう制度を用意すべきかを基本に考えるべきである。日本の法律扶助は、償還制になっており、国民の多くはこの特殊性を知らない。ヨーロッパもアメリカも、若干の負担金があるが給付制であり、中間所得層5割ぐらいまでがその制度を利用できる。高福祉のスウェーデンでは、9割の国民までが利用できるようだ。そして、返さなくていいという制度である。日本はどうかというと、ようやく毎年5億円ずつ増えて、40億円が民事扶助に使われているが、15年前は、わずか1億円、2億円だった。日弁連30年史、40年史を見ても、予算の拡大は書いてあるが、給付制に変えなければというような提案はない。ようやく10年前に、方針を切り換えたようであるが、これを早く切り換える必要がある。諸外国のように出せば、イギリスは80倍、オランダ、フィンランドは、国民1人あたりだと40倍で、ドイツが20倍である。フランスが一番少なく、それでも13倍で500億円である。アメリカでさえ、公の金が日本の8倍出ており、日本のように返させることはしていない。この返させるという特殊な形態だけでも、早く変える必要がある。裁判官の増員も進んでいない。民事司法改革も進んでいない。低層手数料についてはフランスのように無料にする、アメリカのように一律2、3万円にする等して使い

やすい裁判にする必要がある。国民が求めているのは、そのようなことであり、真に国民のためになる司法を作っていくことをこの宣言案は確認するという意味で、賛成する。」

高山俊吉会員（東京）「この司法改革宣言に反対する。この宣言、主文が1ページ、提案理由2ページで内容は空疎である。この宣言で、刑事弁護の画期的前進があったという喜びをもって受け止めることができたか。日弁連開催の裁判員制度の導入を記念するシンポジウムの参加者の数はどれだけだったか。2008年11月末に、裁判所は29万5,000人に候補者名簿の通知をしたが、たくさんの人が排除されて問題があるし、12万人の人が、わざわざポストに返還のために行っている。今日はよかったなという思いで21日を迎えられた方がどれだけいるか。暗澹たる思いで過ごしたのではないか。クレオに2,300人しか集まらないときに裁判員制度に反対する市民は、日比谷野外音楽堂に集まり、弁護士は権力と手をつなぐなという大段幕が掲げられている状況になっている。この人々に対してどう責任をとるか。裁判員制度廃止という声がますます強まっているという状況だ。市民の司法批判参加だ。市民の司法動員に対して国民が今反論、反撃ののろしを上げているという状況だ。司法改革なるものが今総スカンを食らっている。そして今弁護士は一体誰の立場に立つのかということが問われている。そのことを一緒に確認してこの司法改革宣言をみんなで反対をしたい。」

高崎暢会員（札幌）「1点だけ、60年を記念して司法改革宣言をした。これをきっかけに、今までの日弁連の司法改革運動を根本的に、会内全部をあげて総括をする、それに基づいて、正しく司法改革をさらに前進させることをお願いしたい。」

議長は他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第6号議案 宣言・決議の件「司法改革宣言 - 日弁連創立60周年を迎えて - (案)」は、賛成多数により可決された。

[第6号議案] 宣言・決議の件「人間らしい労働と生活を保障するセーフティネットの構築を目指す宣言(案)」

議長は、第6号議案のうち「人間らしい労働と生活を保障するセーフティネットの構築を目指す宣言(案)」を議題に供した。

足立勇人副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

この宣言案の骨子は3点ある。第1に、弁護士、弁護士会が労働、社会保障等の社会政策を積極的に提案し、立法実現に取り組んでいくということ。第2に、労働と生活問題の総合的な窓口を設置して、自治体等の協力によってアクセスしやすい相談体制を構築していくということ。第3に、民事法律扶助制度の改革を進め一層の充実発展を目指すということ。

宣言案の提案の理由は、われわれ弁護士がこの格差社会及び貧困問題に対して、弁護士としての使命を果たしていくという決意である。現在既に3分の1が非正規労働者であり、そのうちの20万人が既に失業している。現代の失業問題は、失業が生存の危機に直結してしまうものであり、この失業問題が弁護士の姿勢を問われるというような問題になってきている。

ともすれば失業問題は、弁護士にとっては業務外ではないかというような意識があるが、憲法第25条、第27条及び第28条に規定された社会権の実現は、まさにわれわれ弁護士が実現していくという気概を持って取り組まなければならない問題となっている。既に日弁連は、2006年の釧路の人権擁護大会及び2008年の富山の人権擁護大会において、労働と貧困等をテーマとして議論を重ねている。われわれが法廷活動のみにとどまることなく、積極的に社会保障、広く行政及び立法にまで関わっていくことが大事なことであって、これがまた将来のわれわれの弁護士の活躍する領域の広がりにもつながっていくと確信している。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

富澤秀行会員（仙台）「民事法律扶助の充実の関連について、3点ほど質問をさせていただく。1点目は、宣言案に記載されている民事法律扶助制度の対象者の見直しということについて、具体的にどのようなことをお考えなのか。2点目は、法律援助事業について資力基準を拡大して対象者を広げる見直しを日弁連は考えているか。扶助事業の対象者が拡大されたら併せてやるのか、扶助事業の対象事件を広げてもらって援助事業をやめていくという方向で考えているのか、当面、扶助事業の見直しが行われるまでの間、援助事業を見直すことを考えているのか、資本も含めて回答いただきたい。3点目は、行政手続等についての援助をするための費用を国から援助してもらうことになるが、そのための手法、方法についてどのようなことを考えているのか。国費を投入するには、手法として2つ方法があり、1つは現在の総合法律支援法を改正して民事法律扶助事業の定義中に行政手続への援助を入れ込むという方法で、もう1つは、広い意味での法律扶助事業という大きな枠組みをつくって、その中に民事法律扶助、刑事法律扶助、行政法律扶助等を持ってきて、例えば行政法律扶助に一定の国費を充てるという手法があり得る。提案理由からは前者の方向を意図しているようだが、そう考えているのか、後者は考えていないのか、何でもよいと考えているのか。」

荒副会長「1番目について、弁護士会としては4割の市民にこのサービスの提供ができるようにしたいと願っており、これが目標である。2番目については、法律援助事業の対象者の見直しについては、始まってまだ2年弱であり、課題も見えてきたので民事法律扶助改革の本部を立ち上げたが、もう少し推移を見て議論をさせていただきたい。今はまだ考えられない状態である。3番目については、行政手続に言及されたが、民事法律扶助改革の問題に絡むもの、派遣切り等今般の大きな問題に関わっているものにとっては重要な大きな課題であると思っている。法改正を視野に入れて本部で検討をしている。」

野田部哲也会員（福岡県）「極めて重要かつ緊急性のある宣言だと思うが、この宣言が可決された場合、その執行方法はどうか考えているか。」

足立副会長「本年7月、8月に相談会等の開催を検討している。まだ具体的に話せないが、関係各所と現在交渉をしており、この宣言案が一つの交渉の材料・力になっていくと考えている。」

議長は、他に質疑がないことを確認した上、質疑を打ち切り、討論に入る旨を宣した。

野田部会員（福岡県）「賛成の意見を述べる。福岡県弁護士会でも、この宣言と同趣旨の宣言を総会で可決して、また、その宣言を実現するために生存権の支援と擁護をする緊急対策本部を始めて、具体的な活動に入っている。今この問題は、非常に緊急かつ重要で、弁護士会がどう対応するかは重大な問題である。満場一致で可決していただき、これを実現する活動に移していただきたい。福岡県弁護士会では、同趣旨の宣言を可決した後、各地方公共団体、県内の地方公共団体すべてにその宣言を送るようにしており、同様の対応をして積極的に推し進めていただきたい。また、貧困の連鎖を断ち切るという問題意識から、教育を受ける権利を宣言の中に盛り込むべきとの意見が福岡県弁護士会の議論の中では出されていたので、具体的な提言を日弁連からも早い時期に出し、この宣言が実現していくよう尽力いただきたい。」

新里宏二会員（仙台）「賛成の立場から意見を述べる。仙台弁護士会でも、2009年1月24日に市民団体の路上生活者の炊き出しにあわせて、弁護士会としてはじめてと思うが、公園にテントを張って相談会を実施した。16の方が相談に訪れ、民間のシェルターに入れて生活保護で支援をした。仙台弁護士会では、定期総会でも本日の議案と同種の総会決議をし、4月から生活保護、派遣切りの相談窓口、そして支援をする仕組みをつくっている。ただ、お金の問題があり、日弁連が各单位会に依頼する場合、派遣切りにあった人が労働局に申告をする費用は出ないのをどうするか。日弁連として派遣切り労働生活

総合支援センターというのを立ち上げて自主事業でもする。自分たちのお金を使い、会費を上げてでもやる。その活動が国を動かしていくと思っている。そういうセンターをつくって資金手当もする。地方では、市民団体との協力が必要で、NPO 団体も活動している。法律家の団体が、行政や NPO と結合できるような仕組みを日弁連として出していただきたい。また、派遣法の抜本的な改正がぜひ必要であるので、日弁連としてもこの問題に積極的に取り組んでいただきたい。」

戸館圭之会員（第二東京）「賛成の立場で意見を述べたい。第 2 項の総合的な相談窓口を各地の弁護士会に設置するという点について、若干述べる。ホームレス状態にある方々への法的支援という形で相談活動に携わってきたが、派遣切り等による貧困の状況がますます深刻化している。生活保護に関しても窓口に行くだけではいわゆる水際作戦という形で追い返されてしまう実態がある。また、多くの方は、費用がかかるので自分らが法律相談に行ってはいけないのではないかと、毎日相談をする中で言われている。法律家は積極的に出ていかなければならない。路上の相談活動体制を組む、ハローワーク等に積極的に出張する等。本来対処すべきは行政機関や福祉事務所であるが現状の行政の措置は不十分である。そういう中では、弁護士会が積極的にイニシアチブをとる形で総合的な相談窓口を行政機関と連携しながら、働きかけていく必要があると思う。」

森川文人会員（第二東京）「本宣言案は、基本的に構造改革路線との根本的な徹底的な対決を全く避けたまやかしの宣言であって、反対せざるを得ない。構造改革路線は、格差社会や貧困を生み出すことを目的として、資本主義、資本家が生き残るために行われてきた路線だ。それとの徹底的な対決なしに、単にセーフティネットを構築することで対処するという事は、沈みかかった船から水を掻き出すような行為だ。私はホームレス総合相談ネットワークの代表であり、1997年に新宿の地下道の強制排除のバリケードの中にもいたし、新大久保の公園や山谷の公園で法律相談会をはじめてやった1人だと思う。しかし、彼らの生活が若干ましになったとしても、今は100年に1度の経済危機というか、資本主義300年の歴史が終わろうとしている。水を掻き出すような行為をしても、結局は何も解決しない。構造改革については、誰も諦めていない。それに対して徹底的に戦うべきである。救済の対象として国民を見るのではなくて、一緒に共に戦う仲間としてやっていくべきである。そういう攻撃から目をそらせるようなまやかしの宣言には反対する。もう一点、ヨーロッパでは、労働者達が立ち上がって、社会を転覆させようという方向に動いており、日本でも法政大学でこの3年間に100人以上の学生達が管理体制に反対して逮捕されるような状態がある。そういうところに目を向けて共に戦うというのが弁護士の役割だと思うので、その視点を全く欠くこの宣言案に反対する。」

ここで、櫻井光政会員（第二東京）から、議論は出尽くしたとのことで討論終局の動議

が提出され、議長が議場に諮ったところ、20名以上の会員の賛成があったので、動議が成立した。

引き続き挙手により動議の採決が行われた結果、賛成多数により動議は成立した。

議長は、討論を終局し、議案の採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第6号議案 宣言・決議の件「人間らしい労働と生活を保障するセーフティネットの構築を目指す宣言(案)」は賛成多数により可決された。

[報告事項2] 特別報告の件

議長は、報告事項2「特別報告の件」として、「日弁連60周年記念行事に関する件」、「国連人権理事会勧告及び国際人権自由権規約委員会総括所見に関する件」及び「消費者行政一元化に関する件」を一括して議題に供した。

山岸副会長から、日弁連60周年記念行事に関する件について、次のとおり特別報告があった。

2009年9月1日に、日弁連創立60周年となる。この記念式典が9月11日午後3時から、祝賀会は同日午後5時から、このホテルオークラ東京にて開催される。大勢の皆様に参加していただきたいと思う。記念講演会は、寺島実郎氏にお願いしている。また、記念誌「日弁連60周年」を発行する予定であり、現在申込受付中なので、締切りまでに申込みいただきたい。さらに日弁連オリジナル記念切手を発行することとし、現在準備中であるので買い求められたい。また、各弁護士会にご協力いただいて、無料法律相談の準備を着々と進めている。

行田博文副会長から、国連人権理事会勧告及び国際人権自由権規約委員会総括所見に関する件について、次のとおり特別報告があった。

2008年の日弁連総会では、国連の人権理事会、自由権規約委員会の日本政府に対する審査を控えて、次の5点を柱とする総会決議の採択をしていただいた。第1が、国際人権規約等による個人通報制度のただちなる実現。第2が、真に政府から独立した国内人権機関のただちなる設立。第3が、障がいのある人の権利条約を早期に批准し、その国内実施のため障がいを理由とする差別を禁止する法律の速やかな制定。第4が、取調べの可視

化のただちなる実行と国際人権基準に従った警察拘禁機関の法的記載。第5が、死刑の執行の停止と国会内における死刑制度調査会の設置。

国連の人権理事会では、すべての国連加盟国の人権状況が審査される普遍的、定期的審査制度が設けられているが、日弁連は日本に対する2008年5月の予備審査、6月の本審査において立ち会い、各国政府代表部への説得活動、口頭による意見表明等の積極的な活動を行った。

また、国連の人権規約委員会は2008年10月、我が国の人権状況について、日本政府の報告書審査を行った。これに対し、日弁連は詳細なレポートを提出すると共に10人を超える代表団をジュネーブに派遣し、国連の自由権規約委員会の委員に対する説得活動を繰り広げている。

その審査の結果、国連の人権理事会と自由権規約委員会は、多数の人権保障上の懸念すべき問題点を指摘し、解決すべき次の具体的課題について勧告、総括所見を示している。1つ目が、個人通報制度を定める第1議定書、選択議定書の批准。それから国内人権機関の設置。代用監獄の廃止と取調べの可視化。死刑廃止の積極的検討と死刑制度の改善。慰安婦問題の解決を含む女性の権利と自治的平等の確保。外国人、少数民族等マイノリティに対する差別の撤廃。刑事拘禁制度の改善。表現の自由に対する不合理な干渉の撤廃等、日弁連が総会決議でまとめた事項を中心に、今後の我が国の人権保障執務と人権課題の改善等に資する有益な勧告がなされた。これらの審査の概要については、「自由と正義」2009年4月号に特集が組まれているのでお読みいただきたい。

今後の活動については、これらの勧告、総括所見に示された課題に関して、日弁連としては全力を挙げて取り組んでいきたい。

藤本明副会長から、消費者一元化に関する件について、次のとおり報告があった。

先ほど2時少し前に、消費者庁関連法案が参議院本会議で全会一致で可決したとの報告を受けた。なお、附帯決議が34本ということである。消費者庁設置法案が、この定期総会にあわせてように成立し、長年の悲願であった消費者庁の設立が現実になったということ報告できたことを、執行部として大変嬉しく思っている。消費者庁の創設は、日弁連で1989年9月に松江市において開催した人権擁護大会で提言したものであり、消費者庁は、本年秋に発足が予定されているので、20年の歳月をかけて実現することになった。簡単に審議の推移を報告すると、2009年1月5日に開催された通常国会の冒頭で、衆議院に消費者問題に関する特別委員会が設置されて、全党派から委員が選任された。その後しばらく与野党間で、いろいろと協議が続いていたが、3月12日に民主党から消費者権利委員法案と消費者団体訴訟法案が提出され、3月17日に衆議院本会議で政府案、民主党案の趣旨説明が行われて審議入りした。審議においては、党派を超えて産業育成行政から消費者あるいは生活者のための行政に転換するということの必要性が強く叫ばれた。

これは、まさに時代の転換を感じさせるものであった。

しかし、政府案と民主党案の視点には大きな違いがあり、それぞれの立場から厳しい質疑が連日行われ、予断を許さないという状況が続いていた。質疑の時間が約60時間、関係省庁から合計8人の大臣が出席して、質疑応答、参考人質疑も当連合会の中村雅人消費者行政一元化推進本部本部長代行をはじめとして、11人に及んでいる。このような質疑を通して、消費者庁実現への国民の期待の大きさが認識されて、超党派による修正合意が成立して、4月16日の特別委員会、そして4月17日の衆議院本会議で修正案が全会一致で可決されたことはご存じと思う。

条文の修正は、法案名が消費者庁設置法案から消費者庁及び消費者委員会設置法案と変更されたことも含めて、14項目に及び、今後の課題として、附則に明記されているものが6項目、さらに全党の合意事項2項目を含めて、修正合意事項は22項目に及び、附帯決議は23項目にも及んだ。この修正合意によって、消費者委員会というものが誕生した。この消費者委員会は、内閣府におかれて消費者庁と同格になっている。そして、格段に独立性と権限が強化されて、消費者委員会自ら調査審議し、内閣総理大臣や各省大臣等に建議できるということになったほかに、内閣総理大臣への勧告もできるという組織になっている。

超党派の合意によって、このような機関が誕生したことは画期的に意義があると思う。参議院においても、消費者問題に関する特別委員会が設置され、4月22日に趣旨説明が行われ審議に入った。昨日、委員会で可決され、本日の午後の本会議において全会一致で成立した。当連合会では、この消費者問題については、消費者問題対策委員会が担当していたが、2008年の3月に理事会で消費者行政一元化推進本部の設置を決め、4月から本格的な活動を開始している。本部設置以来、シンポジウムの回数は日弁連と全国の単位会で総計35回に及んでいる。同じく意見書、会長声明等は58本、地方議会から地方消費者行政の抜本的拡充等を求める意見書は自治体だけで212本採択されている。日弁連は、全国の弁護士会と共に全力でこのように取り組んできた。この修正合意には、このような取り組みの成果が強く反映されている。取り組みに協力いただいた各位には、これまでの活動に深く感謝申し上げる。

違法収益の吐き出しの問題や地方消費者行政の抜本的な充実策等実現すべき課題も多く残っている。当連合会は、消費者と消費者委員会が期待される機能を十分発揮できるよう、残された課題について早期実現のため、引き続き全力で取り組んでいきたい。

最後に消費者庁関連法案の成立に向けて、大変ご尽力をいただいたお三方を紹介させていただきます。

ここで、藤本副会長は、中村雅人消費者行政一元化推進本部本部長代行、石戸谷豊同事務局長及び吉岡和弘同委員の登壇を促し、中村本部長代行から次のとおり挨拶があった。

中村本部長代行「日弁連20年来の夢が叶った。これから秋に消費者庁等がスタートすることになった。日弁連は、今まで司法の問題、立法の問題には色々提言してきたが、いよいよ今回は行政改革にも食い込んで、実現を図った。日弁連60年目の新しい扉を開いたと思っている。この間ご支援いただいた皆様に、本当に感謝申し上げます。」

議長は特別報告及び平成20年度の会務報告について一括して質疑を諮ったが、質疑通告のあった会員が辞退し、他に質疑がないことが確認されたので、質疑応答の終了を宣した。

宮崎会長から、次のとおり挨拶があった。

長時間の熱心な討議のうえ、60周年を迎える記念の定期総会で全議案を議了していただいで御礼申し上げます。本年度執行部が取り組みたい中小企業の支援の問題や、あるいは高齢社会対策本部の課題や、非正規労働者等ワーキングプア対策等について、日弁連がこれから対応していくための活動費等を予算議決の件で承認いただいたことに感謝する。今月は裁判員裁判の施行、そして本格的被疑者国選の実施、そして改正検察審査会法の施行があった。そして本日、念願の消費者庁法案が成立した。これらの出来事は、司法改革と人権擁護活動を両輪として活動しようとする日弁連の年内の取組みの総仕上げも象徴する総会となったことを皆様と共に喜びたい。今月21日から始まった裁判員裁判では、今まで調書に頼る裁判、調書の中に真実を求めてきた官僚裁判官の、今までの刑事裁判のあり方を根底から見直したいというわれわれの熱意がようやく実ろうとしている。有罪推定の裁判から無罪推定の裁判に、ぜひとも切り換えたいという形で頑張ってきた。今後とも皆様方の弁護実践を心から願います。裁判員法案の通過、あるいは裁判員法案の実施を通じて、可視化法案は参議院を何回か通り、政治情勢によっては可視化法案が成立し得るといふ段階にまで達してきている。また、さらにそれ以外の制度設計についても、今まで動かなかったものが少しずつ動きつつあるというのは、多くの方が実感しているところであろう。さらに、われわれは裁判員法、本格的な被疑者国選の実施、可視化法案をはじめとする制度改定等に全力を尽くしたい。昨年来、私の2年の任期で初年度は法曹人口、あるいは法曹養成課程の提言等様々にご協力をいただいた。そして今年度、前半は裁判員法案の施行実施、消費者庁、本格的被疑者国選の実現等の実施に全力を向けてあたりたい。裁判員法案、消費者庁、いずれもこれからの本番であり、消費者庁を機能させるためには、日弁連から多くの人材を送らなければならない。皆様方の人の派遣も含めたご協力をよろしく願いたい。

また、私の残された任期についても、業務問題、中小企業への業務拡大、会員サービスについて全力で取り組みたい。以上、会務報告を兼ねて私の挨拶とさせていただきます。

以上をもってすべての議事が終了し、議長が散会を宣し、第60回定期総会は閉会した。

以上
(調査室囑託 青木耕一)